

庄内川アダプト 活動の手引き

～より良い庄内川を目指して～



令和2年3月版



国土交通省 庄内川河川事務所

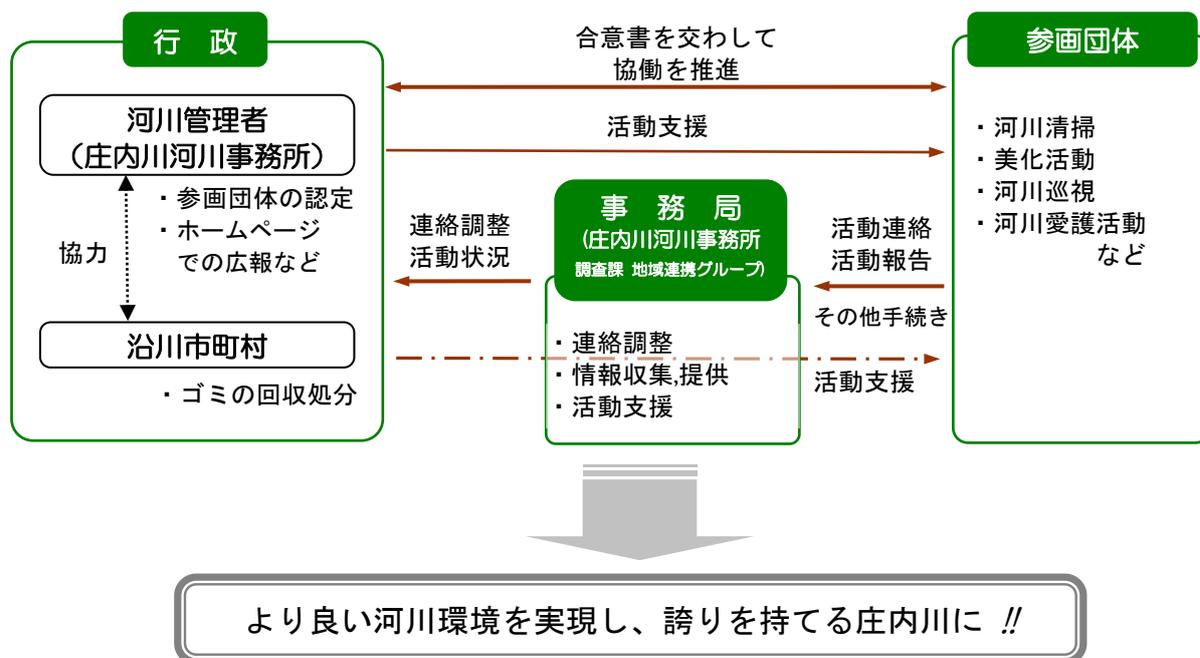
— 目 次 —

1. 庄内川アダプトとは・・・	1
■仕組みとそれぞれの役割	
■対象区間	
■参加できる団体	
■活動の内容	
■参画者・庄内川河川事務所の役割	
2. 庄内川アダプトの流れ	3
3. 活動の手引き	4
庄内川アダプトの登録について（申込みから担当区間の決定・合意書の締結まで）	
1) 申込み	
2) 合意書の締結	
活動準備	
3) 年間計画書・及び緊急時連絡体制表の提出	
4) 登録の更新・解除・変更	
活動実施から活動報告まで	
5) 活動連絡書の提出	
6) 活動の実施	
7) 活動報告書の提出	
4. 安全管理・留意事項について	7
5. 連絡先	9
6. 様式集	
○参画申込書	様式-1
○合意書	様式-2
○年間計画書	様式-3
○活動連絡書	様式-4
○活動報告書	様式-5
○登録事項変更届出書	様式-6
○緊急時連絡体制表	様式-7

1. 庄内川アダプトとは・・・

「庄内川沿川に暮らす地域の皆さんと、より良い河川環境を実現し、誇りを持てる庄内川にしておくための市民や企業による自主的な活動を、国土交通省庄内川河川事務所がサポートするものです。」

【庄内川アダプトの仕組みとそれぞれの役割】



※ アダプトプログラムとは

アダプト・プログラムは、ボランティアとなる地域住民や企業が道路や公園、海岸など一定の公共の場所の定期的な清掃活動を行ない、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度で、アダプトとは英語で「養子縁組する」を意味します。

アメリカのテキサス州が 1985 年に始め、その後全米に広がり、日本でも 1998 年に導入されている。

■対象区間

庄内川アダプトでは、以下の河川を対象としています。

庄内川・土岐川 矢田川

(河口から 土岐市の三共橋まで)

(小里川ダム管理支所管理区間)

(名古屋市東区の宮前橋から下流域)

ただし上記の河川についても、河川敷の状況等で一部対象にならない場所があります。

■参加できる団体

庄内川アダプトの趣旨に沿って、「より良い河川環境を実現し、誇りを持てる庄内川」にしていく意識のある団体・企業等であれば誰でも参加できます。

例えば、ボランティアグループ、ボーイ（ガール）スカウト、女性団体、学校、同好会などのほか、企業、商工団体、農業団体、消費者団体など多くの方々が、この取り組みに参加することを歓迎します。

ただし、社会の秩序を乱すと考えられる方は参加することができません。

■活動の内容

庄内川アダプトの活動内容として、「より良い庄内川を実現するために行う様々な活動（例：清掃活動、花木等の植生管理、水生生物調査、自然観察会、河川愛護活動 など）」を対象とします。

■参画者の役割

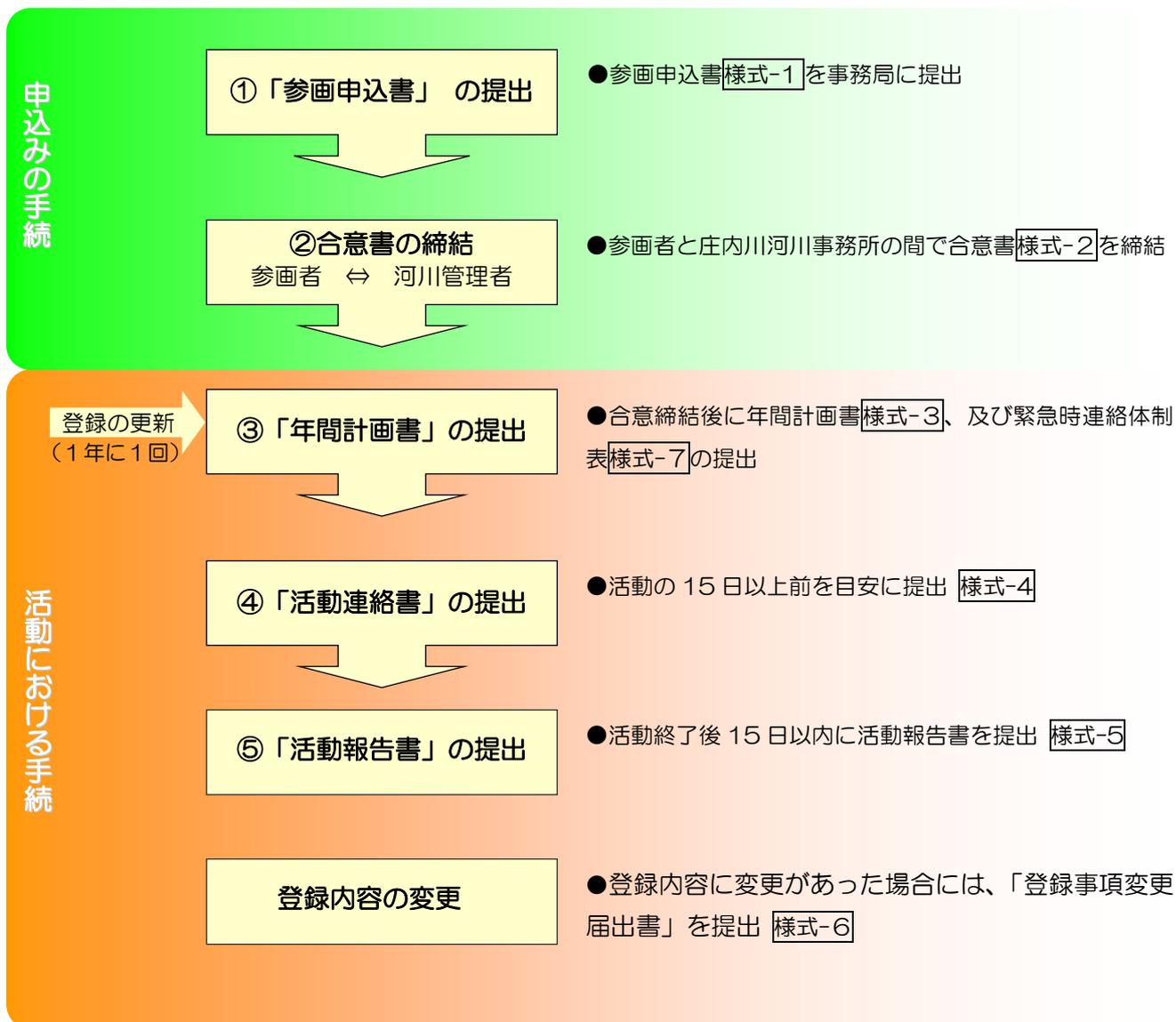
- ・参画にあたり、庄内川河川事務所と協働の内容を示した合意書を取り交わします。
- ・より良い河川環境を実現し、誇りを持てる庄内川にしていく活動を行います。
 - **活動期間は1年**とし、その後更新することができます。
 - 活動前に、**活動連絡書**を作成し事務局に提出します。
 - **安全管理**に努め、活動にあたっては安全の確認を行ってください。
 - 活動終了後、**活動報告書**を作成し事務局に提出します。

■庄内川河川事務所の役割

- ・参画者の活動と庄内川河川事務所が支援する内容を示した合意書をかわします。
(支援内容は個別に調整していきます。)
 - ・庄内川アダプトの活動を広報誌やホームページなどで広報していきます。
-

2. 庄内川アダプトの流れ

参画希望者からの申し込みに基づいて、庄内川河川事務所との間で、合意書を取り交わします。
合意書に基づき、参加者は自主的な活動を行い、事務所はサポートを行います。



3. 活動の手引き

庄内川アダプトの登録について（申込みから合意書の締結まで）

1) 申込み

庄内川アダプトに参加したい団体あるいは企業（以下、参画者）は、このマニュアルに記載された留意事項を確認した上で、「参画申込書」様式-1を事務局まで提出してください。

2) 合意書の締結

参画者の活動内容と庄内川河川事務所が支援する内容の確認のために、参画者と庄内川河川事務所との間で「合意書」を交わします。

活動準備

3) 年間計画書、及び緊急時連絡体制表の提出

参加者は、「年間計画書」様式-3、及び「緊急時連絡体制表」様式-7を事務局に提出してください。

- ① 庄内川アダプトに参加申込みをし、合意書締結後に初年度の活動計画を提出します。 ※
また、緊急時の連絡体制についても併せて提出します。
- ② 毎年2月頃開催のアダプト会議までに、翌年度の活動計画を提出します。

※「年間計画書」を提出することは、同時に、庄内川アダプトへの登録の更新申請となります。
(本手引き「4）登録の更新・解除・変更」参照)

【アダプト会議について】

毎年2月に、より良いアダプトにしていくための行政と参画者の意見交換の場として、アダプト会議を開催します。

このアダプト会議では、参画者がそれぞれの活動の報告を行い、実施上の問題点、制度上の改善点等、よりアダプトを良くしていくための意見交換を行います。

4) 登録の更新・解除・変更

○登録の更新

庄内川アダプトでは、毎年3月末に、以下の内容を満たす参画者については、自動的に登録を更新します。

- ・年間計画書を提出している。

年間計画書の提出は、同時に、登録更新申請となりますので、毎年2月開催のアダプト会議までに年間計画書を必ず提出してください。(本手引き「4) 年間計画書」参照)

○登録の解除

以下の場合には登録が解除されます。

- ① 参画者から解除の申込があった場合
- ② アダプト活動において、ふさわしくない行為があったと見なされた場合
- ③ 正当な理由なく、年間計画書を3月末までに提出頂けない場合

●ご注意ください！

庄内川アダプトでは、

- ・ 趣旨と異なる活動がなされていると認められた場合
- ・ 他の方々の活動に迷惑を及ぼすおそれのある場合
- ・ 合意内容と著しく異なる活動状況の場合

合意内容（契約）を解除する場合がありますのでご注意ください。

○登録内容の変更

参加申込みの時点から、登録内容に変更等があった場合（団体名称、代表者、担当者、住所、連絡先の変更など）は、お手数ですが、「登録事項変更届出書」様式-6を事務局にご提出ください。

5) 活動連絡書の提出

活動の15日以上前に「活動連絡書」様式-4 を事務局まで提出してください。

特に、ゴミの処理等の事前調整が必要なサポートが必要な場合には、必ず提出してください。

また、ゴミの処理のサポートを依頼される場合は、活動後、翌日までにゴミの集積場所と収集量（可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ毎）をご連絡下さい。

6) 活動の実施

活動の実施にあたっては安全を最優先して実施してください。

※注意

- ・庄内川アダプトの趣旨と関係の無い商品等の販売や、募集活動、講演会、PR活動等を行うことはできません。
- ・庄内川アダプトは、河川敷を独占的に使用するものではありません。他の団体等が、活動行っている場合も互いに協力しながら活動を行ってください。

7) 活動報告書の提出

活動終了後15日以内に、「活動報告書」様式-5 を事務局まで提出してください。

また、当日の活動状況のわかる写真、動画映像等あれば、併せてホームページや広報紙等に掲載しますので、活動報告書と併せてご提供お願いいたします。

（電子メールの場合はデータの容量は合わせて3MBを越えない程度でお願いいたします。CD-Rなどの媒体でもかまいません。）

※団体のご事情等によりホームページへの掲載を希望しない場合は、

「活動報告書」様式-5 ご意見欄に“ホームページへの掲載について希望しない”旨を記載してください。その場合、掲載は行いません。

※アダプト活動中に河川敷で異常や不法行為を発見した場合は、事務局まで、ご連絡をお願いいたします。

【提供品について】

以下の提供品を必要とする参加者には、申込により貸与します。

- ・腕章
- ・のぼり

4. 安全管理・留意事項について

庄内川アダプトにおいて最も優先されるべきものは、参加者の安全です

活動の実施にあたっては安全が最優先であることを自覚して、参加者の安全に十分に配慮してください。当日の天候、気象、川の状態などに注意し、少しでも不安のある場合は、活動を中止または延期してください。活動実施中の事故は参加者の責任で対処してください。

- ① 活動に参加する方々の安全について指導・監督のできる管理者を決めた上で、管理者を中心に安全な活動に努めてください。
- ② 活動計画をたてる際は、天候、気象や時間帯などをよく検討し、無理のない計画をたててください。
- ③ 活動の実施についても、当日の天候（雨天・降雪・濃霧等）や時間（日没時等）を勘案し、悪条件となりそうな場合は、活動を避けてください。
- ④ 河川周辺は、傾斜地や湿地、川との境がわかりにくい部分やワンドなど、様々な地形変化が考えられます。また、害虫や害獣などにも十分注意して作業を進めてください。
- ⑤ 特に子どもが参加する場合には、必要と考えられる数の大人の指導のもとに作業を行ってください。
- ⑥ 重量物や粗大ゴミ、医療用具など危険なものには手をふれず、事務局へ連絡してください。

【清掃活動における留意事項】

庄内川アダプトにおいて回収するゴミは、原則として下記のことを対象とします。

紙くず類、空き缶類、ビン類、その他（家庭ゴミとして回収可能なもの）

ゴミは、活動する場所に応じた分別方法に従って、収集してください。

手間のかかる作業ですが、資源のリサイクルやゴミを回収する上でたいへん重要ですので、是非ご協力ください。

○清掃活動で回収したゴミは、基本的に清掃活動を行った団体で処理をお願いいたします。

○大型のゴミ、重量物および危険物は、庄内川アダプトにおける回収の対象とはしません。これらのゴミを発見した場合は、事務局まで報告してください。（個別対応または一斉清掃等で回収することになります。）

○一般ゴミが多い時期では、各自治体よりゴミ収集を遠慮して頂くよう要請されています。

ゴミ収集の依頼を伴う清掃活動は、下記時期を避けた時期に計画していただくようお願いします。

・名古屋市北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区

→年末年始（12月1日～1月15日）及び年度末から年度始め（3月1日～4月15日）

・春日井市→年末年始の前後1週間（12月28日～1月3日）

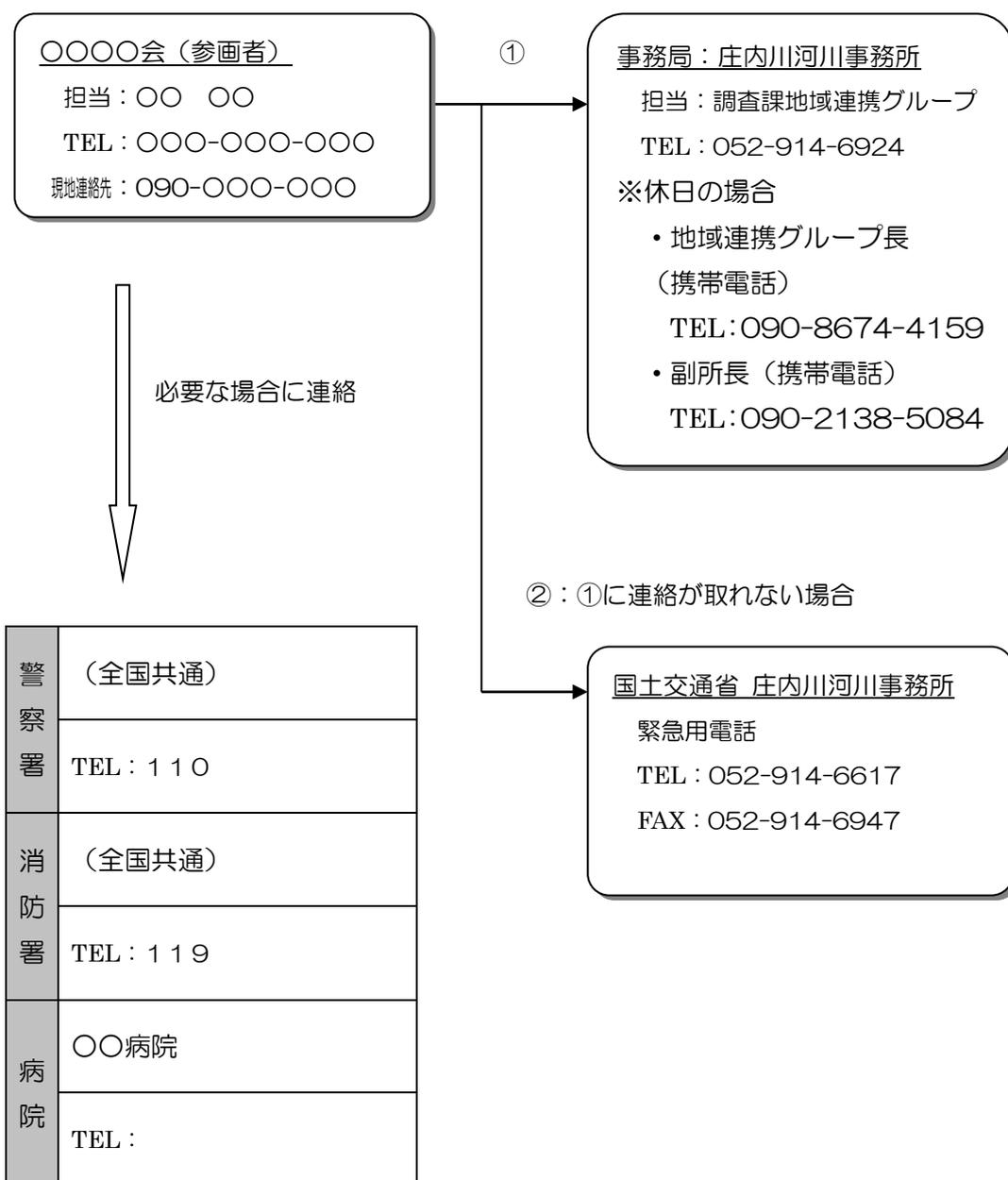
※多治見市→ゴミ収集の規制時期は特にありません。

【緊急時の連絡体制について】

万が一の事故などが発生した場合に速やかに対応できるように、参画者は緊急時の連絡先、連絡順を示した「連絡体制表」様式-7を作成して事務局に提出してください。

(下記の例に示される様に必要な連絡先を記入してください。)

〔連絡体制表(例)〕



5. 連絡先

参画申込み、その他手続き及び問い合わせ先



【庄内川アダプト 事務局】

国土交通省 庄内川河川事務所 調査課 地域連携グループ

〒462-0052 名古屋市北区福德町 5-52

TEL : (052) 914-6924 FAX : (052) 914-6947

庄内川河川事務所 ホームページ

: <http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/>

庄内川アダプト ホームページ

: <http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/chiikirenkei/adapt/about/index.html>

E-mail : cbr-shonai03@mlit.go.jp

コピーしてお使いください

【 様 式 集 】

- 参画申込書.....様式-1
- 合意書（例）様式-2
- 年間計画書.....様式-3
- 活動連絡書.....様式-4
- 活動報告書.....様式-5
- 登録事項変更届出書.....様式-6
- 緊急時連絡体制表様式-7